福祉



福祉住宅(高齢者向け)「つつじ苑」 空き家入居登録者募集

今後発生する空き家の入居登録者 をあらかじめ決定します◇**世帯数…** 単身者用24世帯、世帯用5世帯◇要 件…区内に引き続き5年以上居住し ている満65歳以上の単身者・世帯。 自立した日常生活が営めること、現 に住宅に困窮していることなど。詳 細は区ホームページか募集案内(6 月9日まで福祉総務課、住宅課、東 ・西区民事務所、区民ひろばで配布) 参照中申請書に必要事項を記入し、 6月9日(消印有効)までに入居相談 グループへ持参か郵送。

間当グループ☎3981 - 2683

お話し相手ボランティア(傾聴ボ ランティア)を利用しませんか?

傾聴ボランティアが高齢の方の話 をゆっくりお聴きします。

◇個別訪問… 1 回60分以内、月 2 回 まで**◇傾聴サロンひだまり**…レクリ エーションとお話し会/①傾聴サロ ン巣鴨ひだまり…毎月第4木曜日 午後2時~3時30分 巣鴨地域文化 創造館、②**東池袋ひだまり**…毎月第 2 木曜日 午後3~4時 東池袋フ レイル対策センター いずれも◇シ ニアリトミックで体をほぐした後に 話をして心をほぐす、③**傾聴サロン** ひだまり(**菊かおる園**)…毎月第1・ 3木曜日 午後1時30分~3時 菊 かおる園ケアハウス棟◇話をお聴き した後、手話ソング、読み聞かせ、 落語などのレクレーションをする。 **甲**電話で傾聴ボランティアステーシ ョン(豊島区社会福祉事業団事務局 内) 25980 - 0294へ(平日午前9時~ 午後5時)。

家事援助スタッフ育成研修

7月12日(水) 午前9時30分~午後 3 時45分、7月19日(水) 午前 9 時30 分~午後4時、7月26日(水)午前9 時30分~午後3時 上池袋コミュニ ティセンター◇研修修了者は、区に 住民登録がある要支援1・2相当の 方を対象とした訪問型サービス(家 事援助のみ)に従事可。最終日は、 区内の介護サービス事業所との就職 相談会も実施。詳細は区ホームペー ジ参照か問い合わせてください◇40 名程度 12 次元コード

から6月30日までに申

勘総合事業グループ☎ 4566 - 2435



子育で・教育



教科書展示会を開催します

①特別展示…6月2日 (金)~13日(火)、 ②法定展示… 6 月14日(水)~29日(木)※ いずれも日曜日を除く。午前9時~ 午後5時(入場は午後4時30分まで) 教育センター、区役所本庁舎(②の 平日のみ開催。予約制) ◇令和6~ 9年度に豊島区立小学校で使用する 教科用図書と令和6年度に豊島区立 小・中学校特別支援学級で使用する 一般図書を教育委員会で採択。

甲当日直接当センターへ。区役所本 庁舎は電話で指導課事業支援グルー プ**☎**3981 - 1145へ。

就学相談説明会

6月8日休 午前10時~10時30分 教育センター※オンライン参加も可 ◇就学相談の流れや特別支援学級な どの説明◇区内在住で令和6年度に 小学校入学予定の教育的配慮が必要 な子どもの保護者※子どもの同伴は 不要。

町電話で6月7日までに当センター

☎3590 - 6746へ。ホームページから 6月6日までに電子申請も可※オン ライン希望者は電子申請で申込み。

里親個別相談会

6月17日(土) ①午前10時~11時30 分、②午後1時~2時30分、③午後 3時~4時30分 東部子ども家庭支 援センター◇子どもの現状や里親登 録の認定要件・登録の流れなどを説 明。質疑応答あり◇区内在住の方◇ 各2組

申電話で前日までに豊島区児童相談 所フォスタリング機関☎6758 - 7918 へ(平日午前9時~午後5時)※先着

プレママ講座 知って安心! 赤ちゃんとの初めての生活

6月23日金 午前10時~11時30分 西部子ども家庭支援センター◇赤ち ゃんとの生活を始める方の心配や疑 問を、新生児科医師が解消。妊婦向 け講座初参加の方に絵本をプレゼン ト◇区内在住で原則第1子を妊娠中 の方とその家族◇7名

■電話で当センター☎5966 - 3131へ。 直接窓口申込みも可※先着順。

わくわくドキドキ・パパベビマ

6月24日(土) 午後2時~3時30分 西部子ども家庭支援センター◇パパ がベビーマッサージに挑戦。その後、 パパ同士で育児の話。講師…横田千 春氏◇区内在住の生後3~6か月児 と父親とその家族◇10組

■6月7日正午から電話で当センタ -☎5966 - 3131へ。直接窓□申込み も可※先着順。

くらし等



保護樹木等せん定助成金

4月5日に豊島区みどりの条例施 行規則の一部を改正する規則が施行

され、敷地を越境していない保護樹 木の枝葉のせん定費用も助成できる ようになりました。詳細は区ホーム ページ参照か問い合わせてください。 間緑化推進グループ☎3981 - 4940

区営住宅(家族向け)の 入居登録者募集

今後発生する空き家の入居登録者 をあらかじめ決定します。入居登録 者は資格期間内に空きが発生した際、 登録順位に従いあっせんします。エ レベーターがない建物が多いため、 エレベーターが必要な65歳以上の世 帯は福祉住宅を検討してください。 ◇募集世帯数…入居登録者募集2人 以上世帯用3世帯、3人以上世帯用 3世帯を抽選で決定。

◇入居資格…区内に引き続き1年以 上居住し、同居親族のいる住宅に困 窮した成年者。詳細は区ホームペー ジか募集案内(福祉総務課、住宅課、 東・西区民事務所で配布※平日のみ)

申申請書に必要事項を記入し、6月 9日(消印有効)までに入居相談グル ープへ持参か郵送。

間当グループ☎3981 - 2683

まちづくり



神田川流域河川整備計画が 変更されました

都は地域の皆様や学識経験者のご 意見を伺い、「神田川流域河川整備 計画(平成28年3月)]を変更しまし た**◇閲覧場所…**東京都建設局河川部、 東京都第四建設事務所、東京都建設 局ホームページ(2次 元コード)

間東京都建設局河川部 計画課☎5320 - 5414



企業の倒産・解雇により国民健康保険に加入 した方の国民健康保険料軽減措置について

◇**対象**…国民健康保険の加入者で次の要件すべてを満た す方。①令和2年3月31日以降に離職し、離職時の年齢 が65歳未満である方(令和5年度の保険料軽減は令和4 年3月31日以降の離職日が対象)、②雇用保険受給資格 者証の離職理由コードが11・12・21~23・31~34の方。 ◇**軽減期間…**離職日の翌日の属する月から、その月の属 する年度の翌年度末までの期間※国民健康保険に加入中

は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社

の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終

◇軽減内容…離職者の給与所得を100分の30として計算 します。ほかの所得やほかの加入者の所得状況によって は必ずしも軽減になるものではありません。詳細は問い 合わせてください※手続きが遅れると保険料の軽減がで きない場合があります。軽減申告をする方は、早めに手 続きをしてください(令和2年度保険料はさかのぼって 変更不可。令和3年度保険料も時期によっては変更でき ない場合あり)。

◇申請方法…「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険 受給資格通知」の原本と「国民健康保険被保険者証」を国 民健康保険課へ持参。

間資格・保険料グループ☎4566 - 2377

了します。

介護保険負担限度額認定証の更新が必要です

介護保険負担限度額認定とは、所得の低い方が介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人 保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院) へ入所や短期入所をした場合、一定の要件を 満たしている方を対象に施設の居住費(滞在費)と食費が申請により軽減される制度です。現 在、介護保険負担限度額認定証(有効期間7月31日まで)をお持ちの方で認定の継続を希望す る場合は、更新の手続きが必要です。申請書は、原則本人へ6月6日頃までに郵送します。 ◇申請方法…申請書および預貯金等資産状況申告書と添付書類(通帳の写しなど)を介護保険 課へ持参か郵送。

間給付グループ☎3981 - 1387

【市文2世2001/H-】

【軽減要件】				
		利用者負担段階		金融資産 (預貯金、有価証券、現金等。不動産は除く)
あること。		第 1 段階	● 老齢福祉年金を受給している方 ● 生活保護を受給している方	①単身(配偶者がいない場合)1,000万円以下 ②夫婦(配偶者がいる場合2人合計で)2,000 万円以下
		第 2 段階	合計所得金額と課税・非課税年金収 入額の合計が年間80万円以下の方	①単身(配偶者がいない場合)650万円以下 ②夫婦(配偶者がいる場合 2 人合計で)1,650 万円以下
		第 ^①	合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	①単身(配偶者がいない場合)550万円以下 ②夫婦(配偶者がいる場合 2 人合計で)1,550 万円以下
		段 ②	合計所得金額と課税・非課税年金収 入額の合計が年間120万円超の方	①単身(配偶者がいない場合)500万円以下 ②夫婦(配偶者がいる場合 2 人合計で)1,500 万円以下
上記のいずれ 該当しないフ				高齢者世帯で一方が施設に入所して費用負担を は、対象となる場合があります。

※確定申告など、税の申告をしていない方は、申請の前に申告が必要となる場合があります。 ※第2号被保険者(65歳未満の方)は所得にかかわらず預貯金などの資産要件は、単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。